

2 川監公第5号
令和2年3月9日

川崎市職員措置請求について（公表）

令和2年1月10日付けをもって受理した標記の請求について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第4項の規定に基づき監査を実施しましたので、請求人に対する通知文を別紙のとおり公表します。

川崎市監査委員	寺岡章二
同	植村京子
同	嶋崎嘉夫
同	沼沢和明

(別紙)

31川監第764号
令和2年3月9日

坂巻 良一 様

川崎市監査委員	寺 岡 章 二
同	植 村 京 子
同	嶋 崎 嘉 夫
同	沼 沢 和 明

川崎市職員措置請求について（通知）

令和2年1月10日付けをもって受理した標記の請求について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第4項の規定に基づき監査を実施しましたので、その結果を次のとおり通知します。

監査の結果

第1 請求の受付

1 請求の内容

本件措置請求は、別紙1及び別紙2（事実証明書は添付省略）のとおり、市が平成30年度に少額随意契約の軽易工事として実施した「中原区役所旧厨房天井等補修工事（以下「旧厨房工事」という。）」及び「中原区役所旧食堂床等補修工事（以下「旧食堂工事」といい、「旧厨房工事」と併せて「本件各工事」という。）」について、1件で発注可能な工事を250万円以下の2件の工事に分割して発注・契約した違法性があり、かつ、本件各工事契約締結当時の川崎市軽易工事契約事務取扱規程（昭和49年訓令第8号。以下「軽易工事取扱規程」という。）で定める軽易工事の定義を逸脱した違法性があるとし、一般競争入札若しくは指名競争入札を行った場合との差額である損害額を認定し、市の被った損害を補填するために必要な措置を執るよう求めている。

2 請求の一部受理

地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条に規定する住民監査請求は、当該行為のあった日又は終わった日から1年を経過したときは、これを行うことができず、ただし、正当な理由があるときは、この限りでないとされている。法が監査請求の期間を定めた趣旨は、普通地方公共団体の執行機関・職員の財務会計上の行為は、たとえそれが違法・不当なものであったとしても、いつまでも監査請求ないし住民訴訟の対象となり得るとしておくことが法的安定性を損ない好ましくないためと解されている（最高裁判所昭和63年4月22日判決（昭和62年（行ツ）第76号）参照）。

請求人は、契約の違法を主張していることから、本件においては、支出負担行為である契約締結の日を監査請求期間の起算日とするのが相当であると考えられるところ、旧厨房工事は平成30年11月30日、旧食堂工事は同31年1月15日が契約締結日であることから、旧厨房工事については、当該行為があった日から1年以上を経過し、監査請求期間を徒過したものといえる。

この点、請求人は、本件各工事の契約締結がなされて初めて分割発注の要件が整うことから、本件措置請求における監査請求期間の起算日は、旧食堂工事の契約締結日となる旨を主張するが、本件各工事の支出負担行為は別個の財務会計上の行為であり、監査請求期間はそれぞれの行為のあった日から各別に計算すべきものであるから、請求人の主張は採用できない。

また、請求人は、上記主張に加え、監査請求期間を徒過したことの正当な理由として、本件各工事に係る公文書開示請求の開示日が令和元年11月13日であり、その日から58日間で監査請求したことを挙げているが、当該期間内に監査請求をなし得なかつ

った理由について何ら主張していない。

そして、住民監査請求は、当該財務会計行為が終わった日から1年内にすることを原則としているのであるから、上記各工事に関する文書を事前に取得していながら、監査請求期間を徒過したことについて、正当な理由が必要であることは言うに及ばない。

よって、請求人の上記主張は採用できない。

以上のとおり、本件措置請求のうち旧厨房工事に関する部分については、法第242条第1項の規定による適法な請求とは認められないため却下することとし、旧食堂工事に関する部分についてのみ所定の要件を具備しているものと認め、令和2年1月22日付けでこれを受理し、監査対象を中原区役所とした。

第2 監査の実施

1 請求人の陳述

監査の実施に当たり、法第242条第6項の規定に基づき、令和2年2月4日、請求人から陳述の聴取を行った。この際、同条第7項の規定に基づく中原区役所の関係職員（以下「関係職員」という。）の立会いがあった。

請求人が本件措置請求の要旨を補足した内容は、おおむね別紙3のとおりである。

2 関係職員の陳述

法第242条第7項の規定に基づき、令和2年2月4日、関係職員から陳述の聴取を行った。関係職員からは、「住民監査請求に対する市の考え方」（添付省略）の提出があった。この際、同項の規定に基づく請求人の立会いがあった。

関係職員が説明した内容は、おおむね別紙4のとおりである。

3 監査対象事項

川崎市職員措置請求書並びに請求人及び関係職員の陳述内容を勘案し、旧食堂工事が軽易工事取扱規程で定める軽易工事の定義を逸脱し、軽易工事として随意契約により執行したことが違法若しくは不当といえるかを監査対象事項とした。

第3 監査の結果

1 事実関係の確認等

請求人の陳述、関係職員の陳述及び関係書類の調査等の結果、次のような事実関係を確認した。

(1) 軽易工事の定義について

軽易工事は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第1号に掲げる、いわゆる少額随意契約に該当するものである。その定義については、

軽易工事取扱規程第2条において「予算科目が工事請負費又は需用費に該当し、1件2,500,000円（需用費中100,000円以下のものを除く）以下の建物等の小破修繕等に類するもので別表で定める原形復旧工事をいう。」と規定されているが、市における「原形復旧工事」の定義は存しない。

（2）旧食堂工事について

中原区役所の食堂は、平成29年4月1日をもって営業を終了し、区役所食堂事業を運営する川崎市職員厚生会において事業承継の相手先を探したが見つからず、同年8月15日の同会理事会において食堂事業からの撤退が決定された。

中原区役所では、これを受け、食堂としての利用目的が廃されたため、次の利用目的を決定するまでの間、食堂を打合せスペースとして暫定的に利用することとし、経年劣化による壁紙や照明機器の補修を平成29年度中に行った。

また、中原区役所の職員で構成する中原区役所業務改善・レイアウト検討委員会（以下「検討委員会」という。）を設置し、旧食堂の利用方法等について検討を重ね、平成30年11月21日の検討委員会において、旧食堂は、打合せ以外にも、テレビ会議や選挙・統計等の臨時的業務で利用が可能な多目的スペースとすることを決定した。他方、出入口扉や床の仕上げ等の詳細な仕様について未確定であったため、総務課において引き続き検討・調整を行った上で、工事を実施した。

なお、旧食堂工事に係る各見積書及び軽易工事完成届の日付（提出日）について、中原区役所の説明によれば、業者から空欄で提出されたため、実際の提出日を担当職員が記入したものとされている。

2 監査委員の判断

前記事実関係のとおり、旧食堂は1年以上にわたり打合せスペースとしての利用がなされており、旧食堂工事により、打合せ以外にも、テレビ会議や選挙・統計等の臨時的業務での利用が可能な多目的スペースとしたのであるから、当該用途や機能が当該工事によって本質的に変更されたとは認めがたい。

したがって、旧食堂工事が軽易工事取扱規程で定める軽易工事の定義を逸脱したものであるとはいえず、請求人の上記主張はただちに採用できない。

なお、見積書及び軽易工事完成届の日付については、いずれも担当職員において追記されたものであるが、本来、これらの書面は、作成者に提出日付を記入して提出させるべきものであり、担当職員の上記対応は誤解を招きかねず、不適切であることを念のため付言しておく。

以上により、旧食堂工事を軽易工事として随意契約により執行したことが違法若しくは不当であったとは認められず、請求人の主張には理由がない。

よって、本件措置請求は、これを棄却することとする。

川崎市職員措置請求書

2020 年（令和 2 年）1 月 10 日

川崎市監査委員 様

住所 川崎市宮前区五所塚 1 丁目 21 番 3
職業 (略)
氏名 坂 卷 良 一

1 請求の要旨

(1) 監査対象

甲第 1 号証及び甲第 2 号証に示す中原区役所まちづくり推進部総務課が、地方自治法に定める一般競争入札もしくは指名競争入札という契約手続きを適用せず、随意契約である「川崎市軽易工事契約事務取扱規程」（以下「軽易工事取扱規程」という。）を適用し、発注・契約した 2 件の工事契約を監査対象とします。

(2) 分割発注に係る違法性

地方自治法第 234 条第 1 項及び第 2 項、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 1 号及び川崎市契約規則第 24 条の 2 に定めるいわゆる「少額随意契約」について適用する規定として、川崎市は「軽易工事取扱規程」を制定しております。

軽易工事取扱規程を適用する場合には、軽易工事取扱規程第 2 条に「1 件 250 万円以下の建物等の小破修繕等に類するもので別表に定める原形復旧工事をいう。」と定められています。

軽易工事取扱規程の運用について、契約課が策定した契約事務の手引きや会計室が実施している会計事務研修テキストにおいて「1 件の工事を数件に分けて発注することはできません。」と分割発注禁止を明確に記載しております。

甲第 1 号証及び甲第 2 号証の 2 件の工事は、「中原区役所旧厨房天井等補修工事」及び「中原区役所旧食堂床等補修工事」という工事名で発注・契約がなされており、1 件で発注が可能な工事を 2 件に分割発注し、契約した違法性があります。

(3) 小破修繕の原形復旧という定義を逸脱する違法性

また、甲第 1 号証の「中原区役所旧厨房天井等補修工事」及び甲第 2 号証の「中原区役所旧食堂床等補修工事」は、それぞれ甲第 3 号証及び甲第 4 号証の写真で示すとおり、「旧厨房」は、ロッカーやダンボール置き場になっており、「旧食堂」は、事務スペースに変身しており、軽易工事取扱規程第 2 条第 3 号に定める「小破修繕の原形復旧工事」という定義に逸脱した「新設工事」に該当するものであり、軽易工事取扱規程に違反したものであります。

この違法性を、仮に、否定するのであれば、旧厨房及び旧食堂のどこが小破し、そのための修繕として、どこをどのように原形復旧したのかを具体的に説明すべきであります。

(4) 川崎市が被った損害の補填

上記のとおり、甲第 1 号証及び甲第 2 号証の工事は、本来、地方自治法等に定める一般競争入札もしくは指名競争入札という契約方法で発注・契約を締結しなければなりません。しかしながら、甲第 1 号証及び甲第 2 号証の工事は、一般競争入札もしくは指名競争入札によらず、1 件 250 万円以下の少額随意契約として 2 件の工事に分割発注し、より競争性の低い随意契約により契約を締結した違法契約を行ったものであります。

併せて、新設工事の場合は、一般競争入札もしくは指名競争入札に寄らなければならないもので、旧厨房をロッカーやダンボール置き場にリフォームしたり、旧食堂を事務スペースに改造した工事は、文字通り、小破したところを修繕し、原形に復旧する工事には該当しないことは明白であり、新設工事に該当するものであることから、そもそも随意契約での契約を行ってはいけない工事に随意契約を適用した違法契約を行ったものであります。

したがって、本来あるべき契約方法であります一般競争入札もしくは指名競争入札により契約を締結した場合と違法な競争性の低い随意契約により契約した金額の差額が、川崎市が被った損害であります。

以上により、川崎市の被った損害を補填するために必要な措置を執られるよう地方自治法第 242 条第 1 項の規定により請求いたします。

なお、甲第 1 号証及び甲第 2 号証の契約締結回議書及び支出命令回議書によれば、当該契約の最終決裁者及び支出命令者は、中原区役所まちづくり推進部総務課の小泉幸弘課長であります。

また、損害額の認定においては、財政局契約課が作成した甲第 5 号証を参考に、民事訴訟法第 248 条

の規定を類推適用し、監査委員が適切な損害額を認定すべきものと思料いたします。

2 分割発注契約に係る監査請求期間の起算日

本件住民監査請求の一つの柱は、2件に分割発注した違法性を問うものであります。

そこで、2件の分割発注の要件を満足する日付けが重要となります。

まず、甲第1号証の契約日は、平成30年11月30日であります。

次に、甲第2号証の契約日は、平成31年1月15日であります

上記の2件の契約が行われて初めて2件に分割発注したという要件が整うことから、分割発注契約に係る監査請求期間の起算日は、2つ目に契約が行われた「平成31年1月15日」となるものであり、その時点から1年を経過する起算日は、「令和2年1月14日」となるものであります。

本件監査請求の日付けは、令和2年1月10日であることからすると、監査請求期間の期限にあと4日間がある時点で請求したものであることから、「1年」という期間の問題は、解消されるものであります。

3 地方自治法第242条第2項ただし書の「正当な理由」

甲第1号証の場合であります。

甲第1号証の契約日は、平成30年11月30日であります。甲第6号証に示すとおり、甲1号証の開示請求承諾通知書の日付けは、令和元年11月13日（実際に文書を閲覧した日付けは11月19日）、情報公開開示日から本件請求日であります。令和2年1月10日までは2ヶ月間を超えない58日間（実際に閲覧した日からは52日間）となっております。

最高裁の判例では、情報公開請求から1ヶ月間とか3ヶ月間などの期間を、地方自治法第242条第2項ただし書の「ただし、正当な理由があるときは、この限りでない。」に該当するとしています。

したがって、甲第1号証の場合、契約日からは1年を経過しているものの、正当な理由に該当するものであります。

なお、前記2で記載した分割発注という起算日からすると、監査請求の1年という期間は、既に、解決しているものであります。念のため、「正当な理由」についても言及したものであります。

4 甲第2号の証監査請求期間の起算日

甲第2号証の契約日を見ても、平成31年1月15日となっておりますので、本件監査請求の日付けであります。令和2年1月10日は、監査請求期間の期限にあと4日間がある時点で請求したものであります。ことから、「1年」という期間の問題は、発生しないものであります。

5 請求の理由

(1) 甲第1号証及び甲第2号証の工事が1件工事を示す同一内容

甲第7号証で示すとおり、甲第1号証及び甲第2号証の工事は、中原区役所という同一所在地及びその4階という同一フロアの旧厨房及び旧食堂という一体不可分な同一区画における工事、天井や床のリフォーム工事という同一の種類工事、加えて、受注業者が同一の業者であることからして、甲第1号証及び甲第2号証の工事は、2件の工事に分割発注・契約しなければならない合理的な理由は存在しません。

(2) 甲第1号証及び甲第2号証における名目上の相違点

甲第1号証及び甲第2号証の工事で違う点は、旧厨房と旧食堂という実質的な同一の室内における「天井工事」か「床工事」かの違いであります。この違いをもって、別々の発注・契約を行うことは、個人の家庭、民間会社、他の地方公共団体及び国の契約においても、有り得ない発注・契約であります。

なお、「天井工事」か「床工事」かの違いであります。この後の(5)で述べますとおり、実態としては、甲第1号証及び甲第2号証の工事はともに「床工事」が主たる工事となっております。

次に、見積り依頼業者の組合せが、甲第1号証及び甲第2号証のそれぞれの「業者選定調書」によれば、受注業者以外の2社がそれぞれ違っており、適正な見積り合わせであることを装っているように見えます。そもそも、中原区役所という工事場所に近い登録建築業者は数多く存在しているにもかかわらず、受注業者以外の2社の組合せを変えたものの、なぜか、2件の工事を両方受注した業者のみが、甲第1号証及び甲第2号証の工事の見積り業者に入っています。

その状況は、当初から、当該受注業者が受注することを想定しての見積り依頼業者の組合せではないのか。この点について、合理的な説明がなされなければならない。仮に、合理的な説明ができなかった場

合は、各社の見積書の日付けの筆跡が同一のように見える点も含め、当初から、当該受注業者を受注させる目的で、他の2社の組合せはダミーとも思え、官製談合の疑いが濃厚であります。

(3) 契約日及び工期

次に、契約日及び工期について、甲第8号証を示します。

まず、甲第1号証の旧厨房の工期は、平成30年11月30日から平成31年1月11日となっており、甲第2号証の旧食堂の工期は、平成31年1月15日から平成31年2月22日となっております。

甲第8号証で詳細がわかりますとおり、甲第1号証の履行期限であります平成31年1月11日と甲第2号証の契約日であります平成31年1月15日との間には、3日間ありますが、甲第8号証で示しますとおり、1月11日と1月15日との間の3日間は、土曜日、日曜日そして月曜日（祝日）の3日間であります。

その状況から致しますと、甲第1号証及び甲第2号証の工期は、実質的に平成30年11月30日から平成31年2月22日まで連続していたものであり、工期を2つの工期に分割し、別々の発注・契約を行うことは、個人の家庭、民間会社、他の地方公共団体及び国の契約においても、有り得ない発注・契約であります。

(4) 食堂（レストランなかはら）の営業終了

甲第9号証で示すとおり、中原区役所の食堂（レストランなかはら）の営業終了日は、平成29年4月1日でありますので、甲第1号証の契約日の平成30年11月30日までは、実に、1年8ヶ月の間、旧厨房・旧食堂は、営業終了のまま放置されていたものであります。

軽易工事取扱規程は、原形復旧を迅速に行い、行政における市民サービスの支障を可能な限り最短とするものでありますので、1年8ヶ月の間放置されていたことは、軽易工事取扱規程の適用を逸脱するものであり、随意契約と比較して契約までに時間を要するとされている一般競争入札もしくは指名競争入を行ってもまったく問題ないものであります。

したがって、この点からも本件の2件の契約は、地方自治法等の法令等に違反しているものであります。

(5) 甲第1号証の工事名称

甲第1号証の工事名称は、「中原区役所旧厨房天井等補修工事」となっておりますが、工事の内容をよく見てみますと、床の工事費が天井の工事費の1.8倍にもなっていることから、本来の工事名称は、「中原区役所旧厨房床等補修工事」とすべきであるが、そうした場合、甲第2号証の「中原区役所旧食堂床等補修工事」と同様の工事名となり、分割発注したことが、より明確となってしまったため、本来は有り得ない、工事としてはより少額となっている天井の工事名称を付したものであると思われま

す。このことから、分割発注である証拠の一端が垣間見えるものであります。

添付資料

- 【甲第1号証】・・・「中原区役所旧厨房天井等補修工事」の契約回議書
- 【甲第2号証】・・・「中原区役所旧食堂床等補修工事」の契約回議書
- 【甲第3号証】・・・「旧厨房」の現状写真
- 【甲第4号証】・・・「旧食堂」の現状写真
- 【甲第5号証】・・・契約課作成の「業種別・契約区分別・月別の平均落札率（%）一覧
- 【甲第6号証】・・・甲第1号証及び甲第2号証の開示請求承諾通知書
- 【甲第7号証】・・・中原区役所の旧厨房及び旧食堂の位置を示す平面図
- 【甲第8号証】・・・甲第1号証及び甲第2号証の契約日及び工期をカレンダーに示した書面
- 【甲第9号証】・・・旧厨房及び旧食堂の「食堂（レストランなかはら）」の営業終了を知らせる中原区役所のホームページをプリントアウトした書面
- 【甲第10号証】・・・中原区役所 旧厨房 旧食堂 工事 比較一覧表

川崎市職員措置請求書（補充書）

2020 年（令和 2 年）1 月 20 日

川崎市監査委員 様

住所 川崎市宮前区五所塚 1 丁目 21 番 3
職業 (略)
氏名 坂 卷 良 一

中原区役所より新たな公文書が令和 2 年 1 月 16 日付けにて開示されたことに伴い、川崎市職員措置請求書（補充書）を提出いたします。

1 下見積書について

甲第 11 号証に示します中原区役所まちづくり推進部総務課より令和 2 年 1 月 16 日付け 31 川中総第 941 号にて開示請求承諾通知書が請求者あてに通知されました。

その内容は、本件監査対象の工事 2 件の仕様書及び予定価格設定のための設計・積算用の下見積書とされます。

まず、その下見積書は、本件監査対象工事を受注した会社 1 社のみの下見積書でありました。

次に、下見積りに関する依頼文書が添付されておりませんので、いつ、だれが、何の目的で、どのような内容の、誰に対して等々の内容が不明であります。

次に、下見積書は、3 通ありますが、その作成日付けは、3 通ともに平成 30 年 11 月 13 日であります。

次に、旧厨房と旧食堂の縦横高さの数値が入った平面図とリフォーム前の写真が添付されています。

2 下見積書から読み取れること

まず、下見積書の日付けが、旧厨房及び旧食堂ともに平成 30 年 11 月 13 日であったことから、中原区役所が下見積りを徴取する時点で、旧厨房と旧食堂の両方をリフォームをするという行政内部の意志は確定していたことが読み取れます。

次に、旧厨房と旧食堂の両方の縦横高さの数値が入った平面図とリフォーム前の写真が添付されていたことから、下見積りを徴取する時点で、既に旧厨房と旧食堂の両方をリフォームする行政内部の意志は確定していたことが読み取れます。

下見積り依頼文書が添付されていないことは、旧厨房と旧食堂の両方を同時にリフォームする行政内部の意志、つまり 1 件工事として発注する予定が明確になることを恐れて依頼書を作成しなかったのか、もしくは存在するものの開示文書から除外し隠ぺいしたのかのどちらかだと思われます。

いずれにいたしましても、開示されました同一日付けの下見積書、数値入り平面図及びリフォーム前の写真からは、下見積りを徴取する時点で、既に、旧厨房と旧食堂の両方のリフォーム計画案は確定していたものと思われます。

旧厨房と旧食堂の両方のリフォーム計画案は確定していたものの、同時発注では明確に分割発注が明らかになってしまうことから、分割発注を隠ぺいするため、旧厨房と旧食堂の工事に 2 分割し発注していたものであります。

したがって、本件請求事案の 2 件の軽易工事契約は、中原区役所としては、既に、旧厨房及び旧食堂の全体をリフォームする意思は確定していたもので、それを 1 件の工事として競争入札として発注することは可能であったものであります。そのように 1 件工事として競争入札が可能であった工事を、2 件の軽易工事に分割しなければならない合理的な理由は存在しないもので、地方自治法等の法令等に違反する契約であることは明白であります。

なお、実際の工事は、旧厨房と旧食堂の両方の工事ともに、同時に施工されていた可能性もあります。

なぜならば、契約日はずれていますが、既に、自らが受注することがほぼ確定していたことから、工事人工や工事材料等々の手配を考慮した場合、同時施工の方が経費を低減させることが可能であるからであります。

3 日付けについて

(1) 見積書の日付けについて

甲第 12 号証に本件請求事案の各見積書に記載された日付欄を拡大し、比較した一覧表を示します。

一目瞭然、旧厨房及び旧食堂のそれぞれの見積書の日付け筆跡が、すべて同一筆跡と思われま
す。なお、間違いなく6件の見積書であることが確認できますように6件の見積書を甲第13号証に示
します。

見積書の日付けが重要なことは、見積書の提出締切日以降に提出された見積書は、入札の場合の「不
参」として取扱われ、見積り無効となるものであります。

それにつきましては、「川崎市電子入札運用基準」の5ページの「7開札について」の「7-1 入札
書未提出の取扱いについて」において「入札書締め切り時間までに、入札書又は辞退届の提出がなく、
また、入札（開札）時間までに紙入札に変更しての入札書又は辞退届の提出もなかった場合、「不参」と
して扱うものとする。」と規定されています。

(2) 完成届の日付けについて

また、甲第14号証に甲第1号証及び甲第2号証のそれぞれの完成届を示しますが、完成届の日付け
筆跡も同一筆跡と思われま

す。完成届は、業者が記載する日付けと市職員であります検査員とが記載する日付欄があります。

発注者と受注者が記載すべきとされている上記公文書の日付けが同一筆跡ということは、公文書とし
ては、見積書及び完成届ともに違法な公文書であります。

4 工事写真の日付け記載について

甲第15号証に東京都財務局の「財務局工事記録写真撮影要領」を、甲第16号証に「札幌市土木工事
共通仕様書」を示します。

両都市ともに、工事写真には、撮影年月日もしくは撮影月日の記載を規定しております。

特に、甲第17号証に示す「令和元年監査結果に基づき知事等が講じた措置（第2回）において、東京
都監査委員がその監査結果として、「工事記録写真における施工日等の情報は、契約期間中に施工され
たものであることや工事経過を明らかにするため、正確に記載されていなければならないところ、部は、
不備がある状態の工事写真報告書を受託者から受け取ったにもかかわらず、受託者に指導し再提出を求
めないまま、履行確認を行っていることは適正でない。」と指摘しているものであります。

したがって、工事過程を発注者が、24時間365日管理監督できないことから、その工事過程を正確に
確認するための工事写真には、撮影年月日の記載は必要欠くべからざるものであります。

5 約10年前の繰り返し

甲第18号証及び甲第19号証に2009年（平成21年）5月28日（木曜日）付けの朝日新聞及び東京
新聞を示します。

その新聞報道によりますと、定期監査で不適切な契約事務が見つかったため、2007年度及び2008年
度の軽易工事約7,000件を当時の服務監察担当が全庁的に聞き取り調査した結果、767件の不適切契約
が判明し、課長級30人を文書注意したとあります。

その内訳は、①契約日以前に工事を開始したが481件 ②契約業者に他社の見積りも出させたが213
件 ③250万円を超える工事を分割したが52件 ④記事にはありませんが、その他の不適切契約が21
件となっています。

本件の中原区役所の事案は、③250万円を超える工事を分割したと同様の不適切契約事例であり、さ
らに、今回の見積書の日付けが同一筆跡であることから、前記②の契約業者に他社の見積りも出させた、
に該当する可能性があります。

なお、その場合、業者からは、日付け抜きで見積書を提出させ、市の職員が自らの都合の良い日付け
を記載しているとする場合の可能性があります。業者が他の業者の見積り日付けを記載した場合も市
の職員が自らの都合の良い日を記載した場合も、いずれも、法令違反であります。

つまり、業者が記載した場合は、談合の疑いに繋がり、市の職員の場合は虚偽公文書作成の疑いがある
ものであります。

参考として、甲第20号証として2019年2月6日付けの神戸新聞のネット版を示します。

そこには、「高知市長と市幹部19人 日付さかのぼり決裁書作成容疑」との見出しで、虚偽公文書作
成・同行使の疑いで高知県警が書類送検したとの記事があります。

添付図書

【甲第11号証】・・・令和2年1月16日付け31川中総第941号にて開示請求承諾通知書

【甲第12号証】・・・甲第1号証及び甲第2号証に係る6件の見積書に記載された日付け一覧

- 【甲第 13 号証】・・・前記甲第 12 号証を確認できる各見積書のコピー
- 【甲第 14 号証】・・・甲第 1 号証及び甲第 2 号証に係る「軽易工事完成届」の日付け筆跡確認
- 【甲第 15 号証】・・・東京都財務局の「財務局工事記録写真撮影要領」
- 【甲第 16 号証】・・・「札幌市土木工事共通仕様書」
- 【甲第 17 号証】・・・「令和元年監査結果に基づき知事等が講じた措置(第 2 回)」
- 【甲第 18 号証】・・・2009 年（平成 21 年）5 月 28 日（木曜日）付けの朝日新聞
- 【甲第 19 号証】・・・2009 年（平成 21 年）5 月 28 日（木曜日）付けの東京新聞
- 【甲第 20 号証】・・・2019 年 2 月 6 日付けの神戸新聞のネット版

請求人の陳述録

本日は、中原区役所の旧食堂と旧厨房が分割発注かどうかというところが肝心なところですね。それプラス、最近の住民監査請求でいろいろ問題になっております日付の問題ですけれども、今、中原区役所のほうで作成をした市の考え方の中に、職員が日付を記入したというふうな記載がちらっとありましたので、仮にもしそういう本来、業者が提出をいたしました見積書、この日付に市の職員が日付を記入するということは違法なことでありますので、これをこのまま認めるといふわけにはいきません。ひょっとすると全市的に行われている可能性もありますので、これはぜひ監査委員さん、一番大事なところですよ。市の職員が違法行為を行っているということでもありますので、これを認めますと何が問題かといいますと、見積り合わせでも、何月何日までに提出をしてくださいというふうに普通やるわけですね。それを過ぎて持ってくると、いわゆる競争入札で言う不参ですね。入札に間に合わない見積書の提出でありますので、その業者さんは無効になっちゃうわけですね、入札が。それを職員が日付を書くということは、遅れた日付でも書いてしまうという可能性があるわけでありまして、これは非常に違法性が強いと。それを市の考え方として、川崎市は職員が記入をしていますということも堂々と認めるといふことは、これは非常に大きな問題ではないかなというのが1点ですね。

それとともに、甲第14号証で、1号証、2号証にあるんですけども、そこから完成届と検査書、この日付も極めて問題でありまして、完成届というのは、届の日付は業者が出す部分、記入する部分ですね。検査書というのは検査員が日付を記入する部分です。一番肝心の工事の検査において、これも非常に筆跡が似て、これはちょっと時間がなかったもので、市の考え方の中にどういふふうにかかれていられるかまで確認をしなかったんですけども、仮にこれも市の職員が記入をしたということになりますと、これも非常に違法性が高い。これもいつ検査したのか、いつ完了届を出されたのかというのが、正式な日付がこれで全くわからなくなってしまうということでありまして、ここは非常に大きな問題であります。

それと、分割かどうかというところですけども、甲第11号証で下見積りに係る情報公開請求をして、ここにある添付書類が開示されたのでありますが、この旧食堂の部分と、それから旧厨房の部分と、この日付は業者がそのまま打ったと思うんですけども、同じ日付であるわけですね。同じ日付に下見積書として旧食堂と旧厨房の見積りを出している、それと、その後ろについております平面図ですね。これは仕様書を作成する上で重要な部分の図面、平面図ですけども、これも一緒に出されていると。それに、一番後ろにその現場の写真が添付されているということは、下見積書の段階で既に旧食堂と旧厨房と同一に工事が可能であると、これをあえて分割する必要性は業者のほうは全く感じていなかったわけですね。発注する側も、このときは一緒に発注をするという予定でいたのだらうと思いますね。この下見積書の発注の中身が添付されていなかったのだからわかりませんが、業者のほうから提出された下見積書の日付、それから図面、写真を見れば、旧食堂、旧厨房、甲第1号証、甲第2号証、この2つの契約案件は2つに分ける必要は全くなかったと、1件発注ができる案件であったというふうには私には判断をいたしまして監査請求書に書かせていただきました。

今回について、私のほうで陳述申し上げる内容は以上、これだけであります。

関係職員陳述録

令和 2 年 1 月 10 日付け川崎市職員措置請求書による措置請求（以下「本件請求」という。）に対する本市の見解について、次のとおりといたします。

1 本件請求に関する事実経過

食堂は、不採算のため平成 29 年 4 月 1 日をもって営業を終了し、区役所食堂事業を運営している川崎市職員厚生会において事業を継承する相手先を探していましたが、新たな契約の相手先が見つからず、平成 29 年 8 月 15 日の同会理事会において中原区役所における食堂事業の撤退が決定されました。

これを受けまして、厨房及び食堂としての利用目的が廃されたため、次の利用目的が決定するまでの間、旧厨房は書庫や物置として、旧食堂は打合せスペースとして暫定的に利用することとし、厨房については厨房機器の撤去を、食堂については経年劣化による壁紙の補修や照明機器の補修を平成 29 年度中に行いました。

また、平成 29 年 12 月に「中原区役所業務改善・レイアウト検討委員会」（以下「検討委員会」という。）—これは区役所職員で組織している内部的な会議となります—を設置いたしまして、旧厨房及び旧食堂の利用方法について検討を重ねてまいりました。

その結果、平成 30 年 11 月 21 日の同検討委員会において、旧厨房については、人口増加に伴う申請書類等の増加により、各課における書類収納スペースに不足が生じていたことから、暫定利用時と同様に書庫として利用することを決定し、その仕様も確定したことから、直ちに工事を実施することといたしました。

一方、旧食堂については打合せ以外にもテレビ会議や選挙・統計等の臨時的業務で利用が可能な多目的スペースとすることを決定しましたが、出入り口扉や床の仕上げといった詳細な仕様については未確定であったことから、総務課において引き続き検討・調整をした上で工事を実施することといたしました。

したがって、当該 2 件の工事については、それぞれ別個の工事として執行したものでございます。

2 軽易工事（随意契約）により執行した根拠

地方自治法第 234 条第 1 項では、「売買、貸借、請負その他の契約は、一般競争入札、指名競争入札、随意契約又はせり売りの方法により締結するものとする。」と規定し、同条第 2 項では、「前項の指名競争入札、随意契約又はせり売りは、政令で定める場合に該当するときに限り、これによることができる。」と規定しております。

これを受け、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 1 号及び川崎市契約規則（以下「契約規則」という。）第 24 条の 2 第 1 項第 1 号では予定価格が 250 万円以下の工事請負契約については、随意契約（以下「少額随契」という。）によることができると規定しております。

なお、少額随契を行う場合は、契約規則第 26 条第 1 項では「市長は、随意契約をしようとするときは、なるべく 2 人以上のものから見積り書を徴さなければならない。」と規定していますが、競争性及び透明性を確保し、適正な価格で契約を行うため、「川崎市契約規則等の一部改正に伴う事務取扱について（昭和 58 年 3 月 13 日付け 57 川総用第 240 号助役専決）」において、原則として 3 者以上の見積り合わせで執行することが通知されております。

当該 2 件の工事は、それぞれの工事に係る見積書を 3 者から徴したところ、1 件当たり 250 万円以下での契約が可能となり契約規則に規定する随意契約によることができる場合の限度額の範囲内であることから、施行令で規定する少額随契により執行したものでございます。

さらに、平成 31 年 4 月 1 日改正前の「川崎市軽易工事契約事務取扱規程」（以下「軽易工事取扱規程」という。）においては、軽易工事を「予算科目が工事請負費又は需用費に該当し、1 件 250 万円（需用費中 10 万円以下のものを除く。）以下の建物等の小破修繕等に類するもので別表に定める原形復旧工事をいう。」と規定しています。別表では、建築、設備等の工事の種類に応じた内容が示されているものの、「小破修繕等」や「原形復旧」の定義が明示されているものではありません。

旧厨房は書庫・物置として、旧食堂は打合せスペースとして、既に利用してきた経緯がございます。当該 2 件の工事内容はそれまでの用途における修繕であったことから、軽易工事に該

当すると判断いたしまして軽易工事取扱規程に基づく手続を行ったものでございます。また、契約に際しては3者による見積り合わせを行うことにより、一定の競争性を確保していますので、この契約は適法であると考えております。

3 川崎市職員措置請求書記載事項に対する本市の見解

(1)「1 請求の要旨(2)分割発注に係る違法性」及び「5 請求の理由(1)甲第1号証及び甲第2号証の工事が1件工事を示す同一内容」は、全て否認いたします。

「1 本件請求に関する事実経過」で示したとおり、平成30年11月21日の検討委員会において、旧厨房については、人口増加に伴う申請書類等の増加により、各課における書類収納スペースに不足が生じていたことから、暫定利用時と同様に書庫として利用することを決定いたしました。その仕様も確定していたことから、直ちに工事を実施することといたしました。

一方、旧食堂につきましては打合せ以外にもテレビ会議や選挙・統計等の臨時的業務で利用可能な多目的スペースとすることを決定しましたが、出入り口扉や床の仕上げといった詳細な仕様については未確定であったことから、総務課において引き続き検討・調整をした上で工事を実施することといたしました。

したがいまして、当該2件の工事については、それぞれ別個の工事として執行したものであり、不当に分割し契約したものではありません。

(2)「1 請求の要旨(3)小破修繕の原形復旧という定義を逸脱する違法性」は、全て否認いたします。

「2 軽易工事(随意契約)により執行した根拠」で示したとおり、旧厨房は書庫・物置として、旧食堂は打合せスペースとして、既に利用してきた経緯があり、当該2件の工事内容はそれまでの用途における修繕であったことから、軽易工事取扱規程に基づき軽易工事として執行したものでございます。そもそも平成29年8月15日の職員厚生会の理事会をもって食堂・厨房の機能は既に失われており、暫定とはいえ、区としては庁舎管理上書庫・物置や打合せスペースとして活用し、その用途のとおり軽易工事として実施したもので、定義を逸脱しているものとは考えておりません。

(3)「1 請求の要旨(4)川崎市が被った損害の補填」は、全て否認します。

「1 本件請求に関する事実経過」及び「2 軽易工事(随意契約)により執行した根拠」で示したとおり、当該2件の工事は分割発注には当たらず、また、工事内容は軽易工事取扱規程に基づく軽易工事に該当するものと判断し執行したものでございまして、本市に対する損害は生じていないものと考えております。

(4)「5 請求の理由(2)甲第1号証及び甲第2号証における名目上の相違点」は、4段落目「各社の見積書の日付の筆跡が同一のように見える点」について認め、それ以外の点は否認いたします。

(1)に示したとおり当該2件の工事は、天井工事か床工事かの違いをもって別個の工事としたものではございません。

また、受注業者のみが当該2件の工事の見積り業者に入っている点については、当該2件の工事の下見積りを依頼した業者が受注業者であったことから、当該2件の工事の見積り業者に受注業者を含めたものでございます。

各社の見積書の日付の筆跡が同一である点については、見積書提出の際に日付が空欄であったため、担当者が記入したことにより同一の筆跡になったものであり、記載した日付は提出日で間違いございません。

(5)「5 請求の理由(3)契約日及び工期」は、全て否認します。

「旧厨房天井等補修工事」の履行期限については契約日が11月30日と12月直前だったため、年末年始の休業期間を考慮し履行期限に余裕を持たせて設定したものでございます。実際の完成年月日は平成30年12月13日で、「旧食堂床等補修工事」の契約日である平成31年1月15日までは約1カ月の期間があいていることから請求人の「2つの工期が連続していたもの」との指摘には当たらないものと考えてございます。

(6)「5 請求の理由(4)食堂(レストランなかはら)の営業終了」は、全て否認いたします。

「1 本件請求に関する事実経過」で示したとおり、食堂(レストランなかはら)の営業終了後の利用方法につきましては、区役所内の検討委員会により次の利用目的が決定するまでの

間、暫定的に旧厨房は書庫や物置として、旧食堂は打合せスペースとして利用をしており、営業終了のまま放置していたとの指摘には当たらないと考えております。

(7)「5 請求の理由(5)甲第1号証の工事名称」は、「本来の工事名称は、「中原区役所旧厨房床等補修工事」とすべき」という点については認め、それ以外の点は否認します。

当該工事について、床と天井の工事費を比較すると床の工事費が高額になっていることから、工事名称を「中原区役所旧厨房天井等補修工事」としたことは必ずしも適当ではなかったかもしれませんが、換気扇等、天井に設置していた厨房機器撤去後に天井を塞がなかったことから、天井の補修を主な内容と考え当該工事名称としたもので、請求人が主張するような意図で名称を付したものではありません。

4 結論

本件請求における工事は、関係法令に従い適正に執行したものであり、違法との評価を受けるものではないと考えます。しかしながら、既に厨房・食堂としての機能を失われた場所にもかかわらず、工事名称や施工場所として示したことで誤解を生じたと考えられることから、工事名称等が誤解を招く表現であった点は認め、今後は適正な工事名称等により執行するよう関係職員に周知徹底してまいります。

また、令和2年1月20日付川崎市職員措置請求書（補充書）に対する本市の見解につきましては、次のとおりでございます。

1 「1 下見積書について」は、全て否認します。

下見積書については作成を規定する法令等はなく、あくまでも仕様の検討や予定価格の参考にするため徴取するものであり、下見積書の徴取に当たり依頼文書は必ずしも必要なものではないと考えております。

当該2件の工事の下見積りを1社のみとした点については、正式な見積り合わせであればまでも、その前の段階である下見積りを何社にも依頼することは、業者に対して負担を強いるものであり、仕様や予定価格の検討には1社の下見積りで十分と判断したものでございます。

2 「2 下見積り書から読み取れること」は、全て否認します。

下見積書を徴取した時点では、旧食堂の床をOAフロアにするか、長尺シート張りにするか決まっていなかったため、検討委員会で仕様の検討をするために2種類の下見積書を徴取しています。その後、「1 本件請求に関する事実経過」で示したとおり、出入り口扉や床の仕上げといった詳細な仕様については未確定であったことから、総務課において引き続き検討・調整をした上で工事を実施することとしたため、当該2件の工事についてはそれぞれ別個の工事として執行したものでございます。

3 「3 日付について」は、日付の筆跡が同一であることについては認めます。

(4)で示したとおり、見積書及び完成届提出の際に日付が空欄であったため、担当者が記入したことにより同一の筆跡になったものであり、記載した日付は提出日で間違いございません。

4 「工事写真の日付記載について」は、全て否認します。

請求人は東京都及び札幌市の規定を根拠として工事写真の必要性を指摘していますが、本市には当該規定がないことから工事写真に日付の記載を求めなかったものでございます。